

CHSSL EXPOSITION SERIES NUMBER 01

革命期フランス パスポート展

一橋大学社会科学古典資料センターのフランクリン文庫に収められているフランスで発行されたパスポートの実物を、関連する法令の布告と併せて紹介する。

assports

パスポート、不安の肖像

海外旅行をするとき最も煩わしく感じるもののひとつに空港のパスポート検査を挙げるひとは少なくないだろう。以前のような手作業による判別からパスポートの電子化によって作業が簡略化されたとはいえ、近年はテロへの警戒から煩瑣な手続きが必要になる機会も増えており、繁忙期ともなれば、いつ終わるともしれない行列を前にして、はたして出発時刻までに搭乗できるだろうかと嘆息することさえある。私の意識はすでに機上の人となり他国へ旅立つことを夢見ているから、手に持っている小さな紙切れのせいで実際には身動きできなくされているのがいかにも理不尽に思え、そのときパスポートがひどく疎遠なものに感じられる。

しかし出国ゲートを抜けたとたん、私にとってパスポートが別の意味を帯びてくるかもしれない。私はすでにこの国を離れており、そして別の国に入るまで私を保護してくれるはずの飛行機の中にまだ私はいない。今どこにも属していないという感覚が私の漠とした不安を掻き立てる。休みなく動き回りながら決して乗客とは目を合わせようとしない空港係員たちを横目に見ながら、予告された時間を過ぎても一向に放送されない搭乗アナウンスをひたすら待つとき、懷にしまったパスポートは、もはやそれしか私を守るものがないかのように実際以上の重みを私に感じさせる。そのとき私は、パスポートと共にあることによって、はじめて私を取り戻すのである。

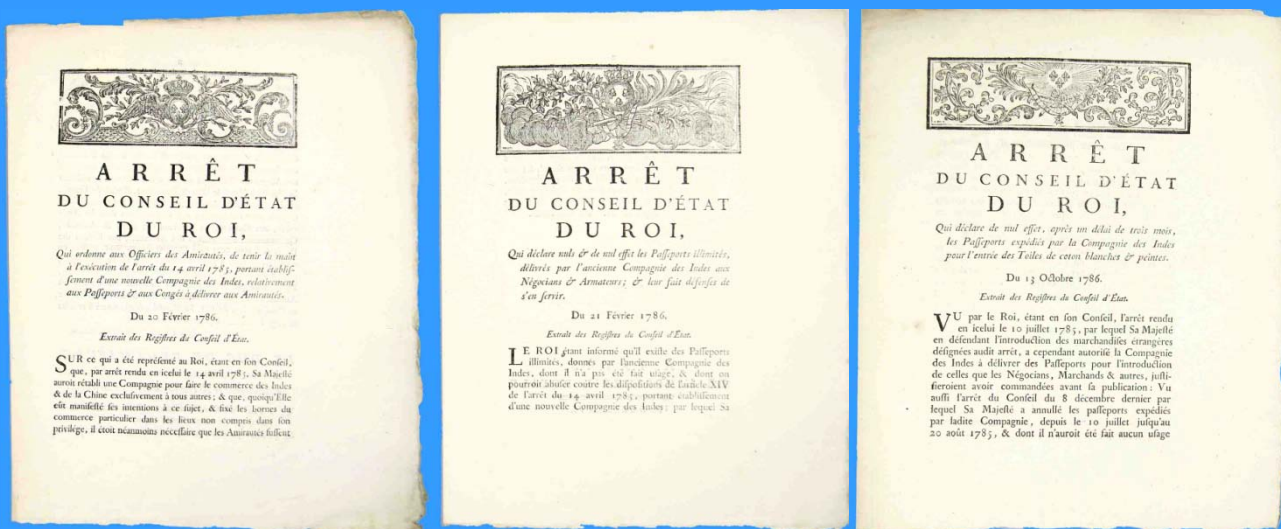
今日の世界体制のもとで私が旅行者としてあるとき、このように私とパスポートはしばしば切っても切り離せない関係にある。私に海外旅行をする自由があるのはパスポートをもっているからであり、パスポートがなければ私の移動の自由はそれを必要としない範囲すなわち国内に限定されてしまうのである。ある意味でパスポートによって私の存在が条件づけられているともいえる。



Photo by StickDigital / Christopher Allen Fox

もちろんパスポートをめぐる経験は、外国旅行を自由にできなかった時代と現代とで大きく違うだろうし、四方を海に囲まれて密入国のルートがきわめて限られているような国とそうでない国とでも異なるはずである。ある説によれば、パスポートの起源は、11世紀ごろ地中海世界で領主たちによって発行されたguidaticumと呼ばれる通行許可書に求めることができる。当時、ビザンツ帝国、イスラム世界、カロリング朝など諸勢力がせめぎあい、それぞれの所領を領主たちが治めていたが、領主たちは一定の貢租と引き換えに、商用旅行の便宜や戦時の敵国との交渉などのためにguidaticumを発行して、旅行中の身柄と携帯品の安全を依頼したという。

パスポートというわれわれは国家によって発行されるものと思いがちだが、歴史的には発行母体はさまざまだった。その地域の教区司祭が発行することもあったし、記載内容も多種多様であった。またパスポートの発行体制は、経済的または政治的なさまざまな変化や、諸種の状況に応じて揺れ動くものだった。1767年の旧インド会社営業停止によってフランス船舶はインド洋における航海の自由を得たが、交易のためにはフランスが支配している港の停泊許可書としてのパスポートを取得する必要があった。パスポートの発行業務を担ったのは旧インド会社であった。1785年に新たなインド会社が設立され、一時的に部分的な独占が再開されると、この新会社によってパスポートが発行され、旧インド会社が発行したパスポートは無効とされた。



1786年に刊行された3点の国務諮問会議裁決。(左)新インド会社が発行したパスポートを所持している船舶がインドの港を利用できるむね通知されている[Franklin:13z664]。(中)旧インド会社が発行したパスポートを無効とすることが宣されている[Franklin:13666]。(右)綿布の交易については新インド会社に独占されたため、同様の事業を企てた他の船舶のために発行されたパスポートは無効とされた[Franklin:13685]。

もともとパスポートは、財産の保護や身の安全などある種の特権を保障してくれるものだった。旅行者にパスポートを携帯させることは旅行者の安全を国家が保証することをも意味したから、現代と違って国家によって保護されることが市民的権利の一部であると考えられていない時代には、それはむしろ特権とみなされたのである。その取得には発行者である権力者の特別な許可が必要であり、しばしばなんらかの対価と引き換えだったり、発行者との面識が必要だったりした。

パスポートが性質を大きく変えるのは、人口移動が増大し、それに伴ってパスポートの発行数も増大して、パスポートを通じた人口の管理が必要になった時代であった。パスポートの役割のひとつは文書による身元証明である。権力者はパスポート検査を通じてその所持者がどこ出身で、どこに向かうのかを把握した。偽造や別人へのなりすましは不可能ではなくありふれてさえいたが、戦時においては敵と味方を判別するため、また平時においては浮浪人や異邦人と住民との弁別や、密輸を防ぐため、パスポートによる公的な証明が求められた。このときパスポートは特権の保障というよりも、その内容によって、さらにはそれを所持しているか否かに応じて人口を選別する排除の装置として機能した。ペストや天然痘が流行した時代にはパスポート検査によってその所持者が感染症の流行する地域から逃げてきたのではないかが調べられ、場合によっては、流行の拡大を防ぐため、退去を命ぜられた。

もちろん地域によってパスポート制度の定着に相違があった。フランスでは早くも15世紀にはパスポートの祖形が考案されており、18世紀にはすでにパスポートによる人口の管理がある程度まで可能だった。19世紀半ばまでにヨーロッパの多くの国では出入国にパスポートが要求されるようになった。これに対してイギリスでは19世紀を通じてパスポートは必須ではなかった。

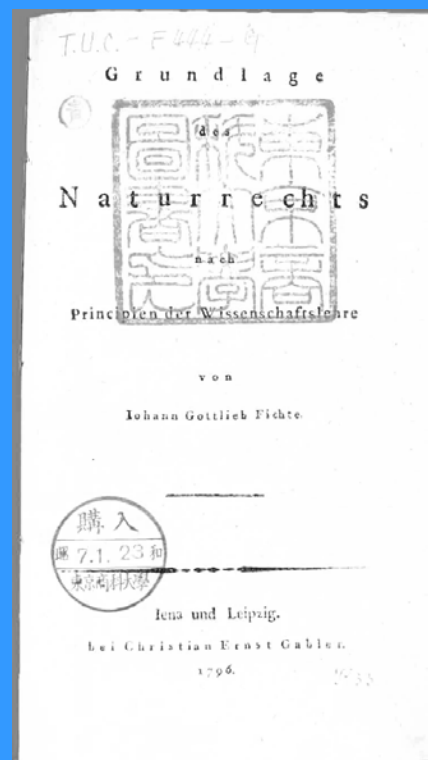


農奴解放令 [Bernstein-Souvarine 60]

歴史的には国内でさえ旅行の自由が無条件に与えられていたわけではなかった。国内旅券と呼ばれる国内旅行用のパスポートが発行されていた例は多い。1861年の農奴解放令によってロシアの農奴たちは土地への隷属から解放されたが、それ以後も旅行のためには — 国内であっても — 旧領主の承諾を得る必要があった。

世界的にパスポートの普及を促したのは世界大戦だった。近代的な戦争には国民が総動員されるという特徴があり、領土内にいる交戦国の国民は潜在的にスパイの嫌疑をかけられた。フランスでは1914年8月2日の政令によって、外国人がフランス国内を移動する場合には通行許可書の携帯が義務づけられた。さらに1914年8月5日の戒厳令発令に伴い、国籍を問わずすべての人々が身分証明書をもたずに国内を移動することを禁じられた。翌1915年3月4日には国籍を問わずパスポートなしの出国が禁じられ、徴兵される可能性のあるすべての人々は特別な許可のない限りパスポートの発行を停止された。

パスポートの夢が花開いたのは第1次世界大戦後であった。1920年には、国家の相違がおよぼす移動の自由の制限が緩和されるよう、国際連盟によるパスポートの発行形式の統一がはじめて提案された。しかし1926年に開かれた国際会議でこの提案は拒否された。国ごとに発行されるとともに国際的に流通するという今日のパスポート管理体制がこのときまでにほぼできあがっていたと言ってよいだろう。



フィヒテ『自然法論』1796年
[T.U.C.-F444-G]

パスポートの所持によって世界中どこにいてもひとりの市民として認知され、同様の待遇を受けられるという夢はドイツの哲学者フィヒテの心も捉えた。彼は『自然法論』の中でこう書いている。「うまく統制された警察国家の主要目的は以下のものである。すなわち、すべての市民がいついかなる場所でも...かくかくしかじかという特定の人物として認知されることである」。

今日のパスポートの機能のひとつは国家と国家間システムによる国際的な人口移動の掌握である。パスポートの発行国（必ずしもその交付対象が国籍を有する国家とは限らない）はそれを通じて個人の移動を跡付けられることができる。さらにいえば、国家がパスポートを発行する権限をもつとき、個人はパスポートを請求する権利をもつどころか、しばしばパスポート発行の拒否により移動の自由を妨げられた。ロシア革命時に亡命した多くのロシア人はこうして国家からパスポートを受け取る機会を失ったし、第2次世界大戦中のアメリカ合衆国国務省は海外旅行用のパスポートの発行を共産党の党员に対して拒否する権限を有していた。

また他の国々からすれば入国の管理が可能になっている。法定滞在日数を超えて滞在しているすべての外国人が犯罪者扱いされて強制退去させられるのはパスポートによる入国管理の結果であり、そのとき退去先とはパスポートの発行国なのである。

パスポートの機能を分析すると、私は誰？というアイデンティティをめぐる問いがパスポートをめぐる実体的にも、観念上も浮かびあがってくる。外国旅行中にパスポートを失った人は旅行の継続が困難になるだけではなく、それ以上他国へ入国する権利を剥奪されるわけだから、現地の大使館や領事館で再発行の手続きをしてもらったり、それができないときは別の方法で国際的な身元証明をもらうまでは、自称国民にすぎず、旅立った元の国に戻ることができるという保証さえも失ってしまう。ジョン・トープイーが指摘するように、「国家系による合法的な移動手段の独占」によって、言い換えれば通行権を与える権限を国家が独占した結果として、その人はみずからを自分で証明する根拠を失ったのである。

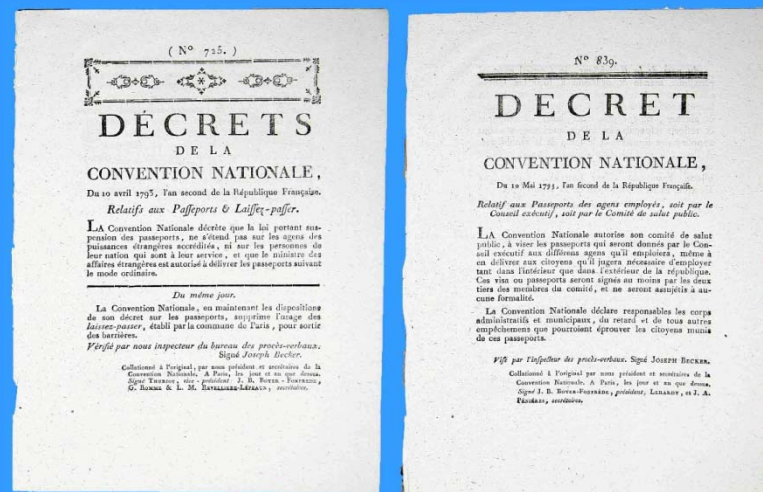
[illegible]

国際連盟により発行されたナンセン旅券と呼ばれるパスポート。当初は革命の勃発によって国籍を失ったいわゆる白系ロシア人に対して発行され、その後対象が東ヨーロッパの難民などにも拡大された。

Photo by J. Schlackman

フランス革命期に国民公会で行われたパスポートと移動の自由をめぐる議論はかなり錯綜した経過をたどった。法令はめまぐるしく変遷し、ほとんど混乱しているといってもよい。すなわち一方には、パスポート取得の義務付けは圧制の象徴にほかならないとする議論があり、他方では治安の維持のためには人口の管理が不可欠であるという議論があったのである。言い換えれば、フランス革命期のパスポートをめぐる錯綜した議論の根幹にあるのは、自由に移動する権利と祖国防衛のどちらが優先されるかというせめぎあいであった。

革命が勃発すると人権宣言の趣旨に照らして移動の自由が認められるべきであるとする意見が大勢を占めるようになり、1791年9月14・15日の政令でパスポート制度が廃止され、国内外を問わず自由に移動できるようになった。しかし半年を経ず革命の激化によって方針が変わり、1792年2月1日から3月28日にかけての政令で国内外を問わずパスポート所持を命じる規定が復活した。さらに同年9月20日には、「戸籍(*état civil*)」制度の創設によって、教会によって出生簿が管理されていた従来の方法から、行政機関における登録へと人口管理の方法が大転換した。それに伴って、とりわけ1794年と1803年に規定された、戸籍名以外によるパスポート申請に対する厳しい罰則によって、パスポート制度は市民権の歴史の中に深く根を下ろすことになった。



(左)1793年4月10日の国民公会の議決。友好国の大使等にはパスポートが発行できること。パリ市が城壁通行のために発行した通行許可書は廃止すること[Franklin 16232]。

(右)1793年5月10日の国民公会の議決。公安委員会がパスポートへの査証を行ったり、必要に応じてパスポートを発行することを許可すること[Franklin 16287]。



PASSE-PORT

DÉPARTEMENT
DE L'ISERE.

LA NATION, LA LOI ET L'ÉGALITÉ.

DISTRICT
de
GRENOBLE.

MUNICIPALITÉ
de
GRENOBLE.

DÉPARTEMENT DE L'ISERE. District de Grenoble, Municipalité
de Grenoble. Laissez passer la Citoyenne *Seraphie Bignon*
Eponse du Citoyen *Jean Louis Genin* natif de
Vieux Vantès de Selley Département de l'Ain allant
allant à Ville affranchie et d'autr différents
Département de la République

domicilié dans la Municipalité de *Vieux*

District de *Belley* Département de

Selley âgée de *37* ans

taille de *moyenne* cheveux & sourcils *noirs*

yeux *bleus* nez *bien tiré* bouche *moyenne*

menton *ronde* front *ordinaire* visage *non plissé*

& prêtez-lui aide & assistance, en cas de besoin. *celui*

Délivré à la Maison-Commune de Grenoble, le *7. 9. 1793*

Jean de la République française

Bignon Jean

Barrot-Maire.

Trouinoud off. M.

Vu au Directoire du District

de Grenoble, le *22. 2. 1793*

2. mois de l'an second de la République.

Blanc

Blanc

Aligre

フランス南東部、イゼール県グルノーブルで1793年11月7日に
ジャン・ルイ・ジュナンの妻セラフィニー・ビグノーに発行された
パスポート。行き先は「解放された市[＝リヨン。1793年10月に
制圧された反革命蜂起によって、革命政府から市の名前を奪
われたためこう呼ばれた]および共和国の各県」。37歳、中背、
黒髪、黒眉、眼も黒、鼻は高く張っている、口は平均的、顎は
丸い、額は普通、顔は丸く、血色が良い、とある。上部に書か
れた標語は「国民、法、平等」。裏面には各地の当局により裏
書がされており、リヨンには共和暦2年フリメール1日[1793年
11月21日]に到着したことがわかる。[Franklin 18577]

ÉGALITÉ, LIBERTÉ, FRATERNITÉ.



PASSE-PORT

DE LA COMMUNE

DE MONTFORT-L'AMAURY

Nous Maire et Officiers Municipaux de ladite Commune,
prions et requérons tous ceux qui sont à prier et requérir, de
laisser passer librement *Jean Charles*
domicilié audit Montfort, âgé de *vingt trois* ans;
taille de *cinq* pieds *cinq* pouces — lignes, cheveux et
sourcils *châtres* le front *large* les yeux
gris le nez *grand* la bouche *modérée* le menton
ronde le visage *ovale* marqué

le quel, desirant aller à *Vernillet*
à Paris nous a requis de lui délivrer le présent
Passe-port, que nous lui avons octroyé, et a le dit *Jean*
Charles signé la présente et au Reg

FAIT en la Maison Commune de Montfort-l'Amaury;
ce *quatorze* jour de l'an *trois* de la République
Française, une et indivisible.



Commune de Montfort-l'Amaury
Le Maire
Le Secrétaire
Le Trésorier

フランス北部、モンフォール＝ラモリで共和暦3年フリュクティドー
ル14日〔1795年8月31日〕にジャン・シャルティエに発行されたパ
スポート。23歳、身長5ピエ5プス〔約1メートル76センチ〕、髪と眉
は栗色、額は低く、眼は灰色、鼻は大きく、口は平均的、顎は丸く、
顔は卵形。行き先はヴェルサイユとパリとある。上部には自由、平
等、博愛の標語が提示されている。[Franklin 18578]



ÉGALITÉ.  LIBERTÉ.  BÉBARDIDES

Exécution des Lois du 10 Vendémiaire an IV et du 10 Vendémiaire an VI

Laissez passer le Citoyen *Gabriel Fayard Jean* *Fayard*
Français, *propriétaire* domicilié en la Commune de *metz*
Canton de *Bidart*, inscrit au tableau de sa Commune, sous le No *20*
âgé de *quarante cinq* ans, taille de *cinq* pieds, *quatre* pouces,
lignes, cheveux *châtain* *noir*, sourcils *châtain* —
barbe de *couleur* yeux de *couleur* *noir* ordinaire, bouche *moyenne*
font *de couleur* menton *foncé*, visage *pur* *de petite* *molle*
allant à *Paris* — Département de la *Seine*
pour *faire à l'affaire* allant à
et prêter-lui aide et assistance en cas de besoin.

Delivré audit Bédarrides par nous Administrateurs Municipaux du Canton de Bédarrides, le Sigaux au V^{le} de la République Française, une et indivisible, au Citoyen otier que nous connoissons personnellement, et qui a signé avec nous et de

Signature du certifié. otier et de



Vu par le Commissaire du Directoire Exécutif près l'Administration
municipale dudit Canton. A Bédarrides, le 16 - M^{ois} de
Pan VI de l'Ère Française Républicaine.

Commissaire du Directoire Exécutif.

フランス南東部のヴォクリューズ県で共和暦6年ニヴォーズ16日〔1798年1月5日〕にガブリエル・レモン・ジャン・フランソワ・デュウに発行された通行許可書。モンフォール在、45歳、5ピエ4プス〔約1メートル73センチ〕、髪は灰色交じりの栗色、眉は栗色、髭、眼も同様の色、鼻は普通、口は平均的、額は広い、顎は丸い、顔に小さな疱瘡の痕、とある。上部に書かれた標語は自由、平等とあり、友愛が含まれていない。〔Franklin 18579〕



An original Van cap 11

PASSE-PORT

RÉPUBLIQUE FRANÇAISE.

L'ÉTRANGER.

PRÉFECTURE DE POLICE.



Arrêté des Comités, du
3 Brumaire an 9.

Registre

N° 1176

SIGNALEMENT.

Âgé de 24 ans,
taille d'un mètre,
60 centimètres,
(4 pieds, 11 pouces),
cheveux bruns clairs,
sourcils
front régulier
yeux gris
nez fin
bouche fine
menton rond
visage ovale



Paris, le vingt trois de Messidor an douze
de la République.

(1807)

SIGNATURE DU PORTEUR.

LE CONSEILLER D'ÉTAT, PRÉFET DE POLICE,

A tous Officiers Civils et Militaires, chargés de maintenir l'ordre dans les
différents Départemens de la France, et de faire respecter le Nom Français
chez l'Étranger.

Laissez passer librement *M^{le} Chaumont (Marie - Anne)*
Marchande de toile
née à S. Malo (Ile et Vilaine), demeurant à Paris rue de Lillo 648

Allant à *Amsterdam en Hollande* par *affaires de Commerce*
et donnez-lui aide et protection en cas de besoin.

Le présent Passe-port accordé pour *un an* est valable
pendant *un an* pour sortir du Territoire Français.

DÉLIVRÉ sur le Dépôt de *Certificat*

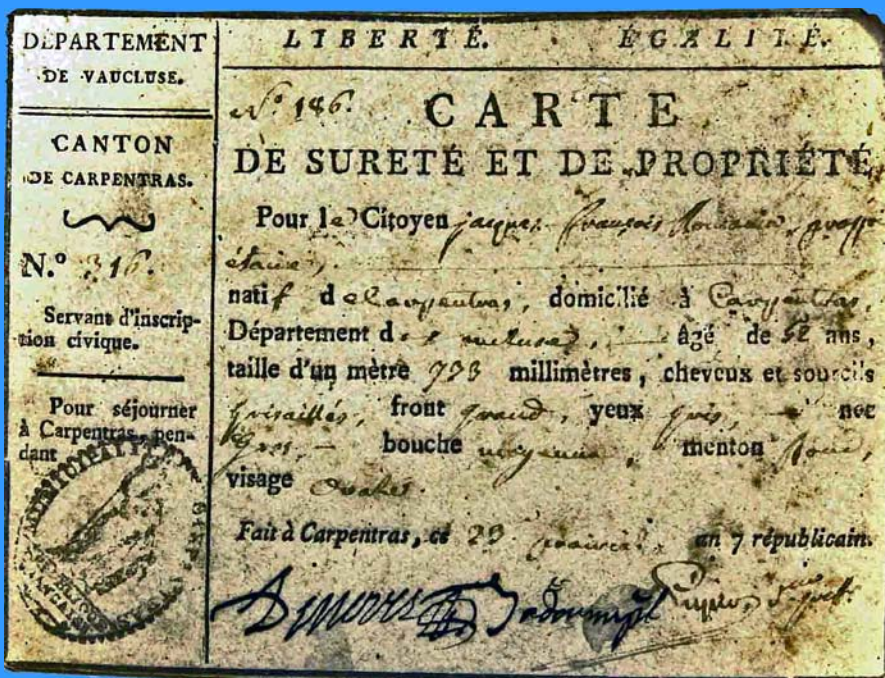
LE CHEF DE LA 4^e DIVISION,

Le Conseiller d'Etat, Préfet,

Par le Conseiller d'Etat, Préfet,
LE SECRÉTAIRE GÉNÉRAL.

*Donné au Visa du Ministre
des Relations extérieures*

パリで共和暦12年メシドール23日〔1804年7月12日〕に発行された
国外用パスポート。マリアンヌ・ショーモン、布地商、サン=マロ出身、
パリ在、バタビア〔共和国、1795年から1806年までほぼ現在のオラ
ンダのあたる位置に存続した国家。フランスの衛星国。〕のアムステ
ルダムに商用へ行くためのもの。24歳、身長1メートル60センチ（4
ピエ11プス）、髪と眉は明るい栗色、額は均整がとれており、眼は灰色、
鼻と口は平均的、顎は丸い、顔は卵形、とある。[Franklin 18576]



フランス南東部のヴォクリューズ県で共和暦7年プレリアル23日〔1799年6月11日〕に発行された身分証明書「安全と所有のカード」。ジャック=フランソワ・ルルダン、50歳、身長1メートル773ミリメートル、髪と眉は灰色、額広い、眼は灰色、鼻は大きい、口は平均的、顎は丸い、顔は卵形、とある。上部に書かれた標語は自由、平等のみ。[Franklin 18576]

記載方法はさまざまだが、内容はほぼ変わらない。パスポート申請者の姓名、住所、取得目的、容姿、発行機関などが書かれている。今日のパスポートとは違って何年ものあいだ有効というものではなく、あらかじめ申請しておいた期間と旅程の範囲で、定められた目的のために旅行するとき用いられるものであった。それぞれのパスポートの上部にその時期に使われていた国家的標語が記載されていることも注目に値する。フランス革命という言葉からわれわれがしばしば想像するのは、自由・平等・博愛（兄弟愛）という標語であるが、実際には時期によって使われていた標語は多様であった。

われわれは顔写真の貼られている今日のパスポートに慣れているから、髪の色や顔立ちについて文字で記載しているだけの当時のパスポートがどれほど個人の識別に役立ったのかと考えてみたくなる。実際、眼が灰色、毛髪は栗色、口は平均的、などという一般的な表現で包摂される個体の数は数え切れないだろう。平均的、といってもどのような口を指しているのか見る人によって幅がありすぎる。近代的で科学的な分類方法に慣れた視線からすれば、それはあいまいでほとんど無意味な言表とも思える。

とはいえ、そもそも顔写真があるからといって、われわれはその写真の人物について、文字による説明以上に何を知ることができるだろうか。また、今日求められているのが顔写真であって、全身像ではなく、身長のようにかつて要求されていたがもはや等閑視されている識別基準もあるとすれば、あえて顔写真だけにこだわる必要があるだろうか。

実際、歴史的に見れば、人物の外見的特徴を言葉で説明することのほうが、なんらかのイメージによって説明することよりも先行している。このときイメージと言葉との関係は、われわれが思っているのとはまったく逆だったであろう。すなわち、外見的特徴を言い表した言葉をわれわれはイメージの言語による要約であると考えているが、写真による本人照合が普及する以前は、言語によってしか外面的特徴をイメージすることができなかったのである。逆に言うと、外面的特徴のイメージとはまずもって言語によって行われるものであった。したがって、顔写真による身元証明が登場した当初は、写真は言語による特徴表示の図解以外のものではなかったはずである。

たしかに、パスポートによる身元証明の前提のひとつは、そのパスポートが指示している対象がまさしくその所持者と同一であるということである。しかしながら、パスポートによる身元証明に必要な技術は、たとえば指紋の鑑定や人体測定による容疑者の特定の際に用いられる方法のように、科学的な方法に基づく同定の技術とわずかに似ているが、大きく異なる。どちらの方法にとっても、身体のあるいくつかの要素について同一性が担保されることが同一性証明の核心にあるが、パスポートによる身元証明においては直接の身体から出発してパスポートに記載されている身体的特徴との同一性が問われるのに対して、容疑者特定の際に必要なのは、ある身体的特徴をもとに収集分類された資料群から出発して、分類の細分化により、ある特定の身体に到達することなのである。

敷衍すれば、ここで対立しているのは、カルロ・ギンズブルグが論じているような、個別性を認識の対象とする推論的学問と、数量化と現象の反復性に基づく科学的方法なのである。すなわち、今日の自然科学が体现する科学的方法の研究対象は一義的には一般的なものであり、個別事例についてはそこから演繹的に言及されるにすぎない。これに対して推論的諸学問は「対象とすべき個別の事件、状況、資料をあくまで個別のものとして扱う」のであり、臨床医学、精神分析学、古文書学、絵画鑑定学、歴史学等々は個別性を対象とするというその性質上多少とも推論的であらざるをえない。

もともと身元証明における身体的特徴の表示は、やがて骨相学や観相学において詳細に論じられることになる易占的な知恵を応用したものであった。その方法は熟慮を経ていないという意味で十分に推論的知とはいえなかった。19世紀後半にパリ警視庁のアルフォンス・ベルティオンはこの欠陥を数量化によって乗り越えようとした。綿密な人体測定とカード分類を伴う正規化によって犯罪者たちの身体的特徴を記録しようとしたのである。さらにベルティオンの試みよりも遅れて開発されたフランシス・ゴルトンによる指紋分析では、指紋の図形的な特徴からほとんど疑問の余地のないほどの精度で人物を特定できることが証明されたのであった。

指紋法が犯罪捜査のために開発されたことを思えば、身元証明のために19世紀後半にブルジョワ階級の記録として発展を遂げた写真を用いることのほうがはるかに抵抗が少なかったことは理解しやすい。

ところで、現代的なパスポートにとって識別の基準となっているのはもはや単なる肉眼による観察ではない。ICチップの活用によって電子パスポート（e-パスポート）の普及が進められ、また顔認証の研究の進展によって電子的な照合の技術が開発されつつあるからである。個人の特定はパスポートによって行われるが、パスポートの発行そのものは戸籍抄本そのほかの公的な書類によって担保されており、国際的に統一されたパスポート・コードを通じて世界的な管理体制が整備されてきている。パスポートを申請し、それを受け取り、外国旅行そのほかの機会にそれを用いるといった一連の動作を通じて、われわれはパスポート体制の作法にみずからを従わせ、パスポート体制を生きているといえる¹³⁾。パスポートの歴史から浮かび上がるのは、実のところ、私たちがどのような時代に生きているかということなのである。



Photo by Lalla-ali

フランスでサンパピエ(sans-papiers)と呼ばれる「不法滞在」者たちによる、滞在許可書の発行を求めるデモ。非正規移民やその子供は滞在許可書がないためほとんどの場合市民権を享受できない状態に置かれており、社会問題化している。

参考文献

About, Ilse and Vincent Denis, *Histoire de l'identification des personnes*, La Découverte, 2010.

Burns, Robert I., "The guidaticum safe-conduct in Medieval Arago-Catlonia : a mini-institution for Muslims, Christians and Jews," *Medieval encounters : Jewish, Christian and Muslim culture in confluence and dialogue*, 1(1), 1995.

D'Hartoy, Maurice, *Histoire du passeport français, depuis l'antiquité jusqu'à nos jours. Histoire législative et doctrinale. Analyse et critique. Renseignements pratiques*, Librairie ancienne Honoré Champion, [1937].

Ginzburg, Carlo, "Spie, Radici di un pardigma indiziario", *Crisi della ragione*, a cura di A. Gargani, 1979, pp.59-106. = 竹山博英訳「徴候 推論的範例の根源」、『神話・寓意・徴候』せりか書房、1988年

Groebner, Valentin, *Der Schein der Person. Steckbrief, Ausweis und Kontrolle im Mittelalter*, Beck, 2004. = *Who are you ? Identification, deception, and surveillance in early modern Europe*, trad. by Mark Kyburz and John Peck, Zone books, 2007.

Haudrère, Philippe, « Quelques aspects du commerce entre la France et l'Asie à la fin du XVIIIe siècle », in *Révolution française et océan Indien, prémices, paroxysmes, héritages et déviations*, textes réunis par Claude Wanquet & Benoît Jullien, Université de La Réunion, L'Harmattan, 1996, pp. 31-38.

—, *La Compagnie française des Indes au XVIIIe siècle*, seconde édition, revue et corrigée, Les Indes Savantes, c2005.

O'Byrne, Darren J., "On passports and border controls," *Annals of Tourism Research*, 28(2), 2001, pp. 399-416.

Torpey, John, *The invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and the State*, Cambridge University Press, 2000. = 藤川隆男監訳『パスポートの発明 監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局、2008年

橋本一径『指紋論 心霊主義から生体認証まで』青土社、2010年

前田幸男「パスポート・ビザからみた当地製の諸問題 「e-パスポートによる移動の加速・管理の深化」と「アフリカ大陸への封じ込め」」、『国際政治』第155号、2009年3月

—「パスポート・レジームからみる国際秩序と世界秩序の運動 所有的个人主義、文化、そしてアイデンティティの確保」、『相関社会科学』第20号、2010年

渡辺公三『司法的同一性の誕生 市民社会における個体識別と登録』言叢社、2003年

IC旅券調査委員会WG2「IC旅券と、顔認証技術導入へ向けての評価」、『電子情報通信学会誌』89(1), 2006, pp. 52-55.

CHSSL EXPOSITION
SERIES NUMBER 01
革命期フランス・パスポート
展

文章 ● 福島 知己（一橋
大学社会科学古典資料セン
ター専門助手）

2011年 月 日公開開始

掲載されている画像は特記
ある場合を除き一橋大学社
会科学古典資料センター所
蔵資料のものです。本文の
著作権は一橋大学社会科学
古典資料センターに帰属
します。著作権法上で認め
られている場合を除き、掲
載されている文章および画
像の一部または全部の無
断転載・改変を禁じます。